

発行日：令和2年11月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

デジタルトランスフォーメーションの現在地

コロナショックを逆に生かして、これまでできなかった、岩盤のような慣行を打破し、新しい日本を作る。

第二の開国！とまで言われています。その武器として、デジタル革命、デジタルトランスフォーメーション、と言われ、政府も大々的に旗を振るということになっています。

(注) デジタルトランスフォーメーションとは：データとIT技術を活用して、製品やサービス、ひいては企業文化・風土を変革し、競争に勝ち抜くこととされます

一方で、お役所がらみの作業は相変わらずで、最近も驚くような経験をいたしました。

公共用地への活用や緑地の保全をするために市街地の中に農地を残し、生産緑地として固定資産税を低額に抑える仕組みがあります。こんなところに？と思うような場所に「生産緑地地区」と看板が立ち、よく手入れされた畑が広がっているのを見かけられたことがあると思います。

この農地は、固定資産税を格安にしてもらう代わりに、指定（1992年）から30年間営農（農業を営むこと）する約束になっています。農業を担っている方が死亡などで継続できなくなると、市役所に農地の買取請求をします。市が審査し、市では欲しくないという結論になると、買いたい農業者がいなか声をかけます。そのうえで、だれも買い手が現れないと、その土地は自由に処分していいということになります。これを「行為制限の解除」と言います。

今回、頑張って農業を続けてきた方が亡くなられ、広大な農地が残されました。相続税は高額で、生産緑地を一部処分しなければなりません。そこで「行為制限の解除」の手続きを始めました。

まず、生産緑地をちゃんと管理してきたという「生産緑地の主たる従事者証明願」を**農業委員会**に提出し、その証明書が出たら他の書類とともに添付して「買取申出書」を**市の農地課**に提出するという流れになっています。この二つの役所はJAの建物に間借りし一つの部屋で仕事をしています。

私が農業委員会で、「他の書類は出しておくので、証明書が発行されたら農地課に回してくれませんか」と言ったところ、「それはできません」ときっぱり断られてしまいました。JAのビルは不便なところにあり、往復に車で相当の時間がかかりますが、わざわざ、紙一枚を受け取って、それを隣の机に届けに行くことになりました。こういった末端の役所がインターネットで用を済ませられるようになるのはどのくらいの時間がかかるのでしょうか？想像もつきません。

社会保険の手続きでも先日、ちょっと調べものをするため役所のウェブサイトを開きましたが、調べたい項目にどうしてもたどり着かず、結局年金事務所に電話して、電話に出た人に一緒にウェブサイトを見てもらい、どこにどういう項目で載っているのか教えてもらいました。自力では思いつかないところに、それはありました。項目が使えるように構成されていないという問題、国税庁のウェブサイトも共通です。

お役所仕事に工夫が足りないために、官民ともむだな時間を費やしているのが現状です。（森 郁美）

